

周防大島町告示第57号

令和3年第2回周防大島町議会臨時会を次のとおり招集する

令和3年5月10日

周防大島町長 藤本 浄孝

1 期 日 令和3年5月14日

2 場 所 大島庁舎議場

---

○開会日に応招した議員

山中 正樹君

栄本 忠嗣君

白鳥 法子君

竹田 茂伸君

山根 耕治君

岡崎 裕一君

田中 豊文君

新田 健介君

吉村 忍君

久保 雅己君

小田 貞利君

尾元 武君

荒川 政義君

---

○応招しなかった議員

---

---

令和3年 第2回(臨時)周防大島町議会会議録(第1日)

令和3年5月14日(金曜日)

---

議事日程(第1号)

令和3年5月14日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 提案理由の説明
- 日程第5 議会運営委員会補欠委員の選任について
- 日程第6 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度周防大島町一般会計補正予算(第1号))(質疑・討論・採決)
- 日程第7 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度周防大島町病院事業特別会計補正予算(第1号))(質疑・討論・採決)
- 日程第8 議案第3号 令和3年度周防大島町一般会計補正予算(第2号)(質疑・討論・採決)
- 日程第9 議案第4号 令和3年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第1号)(質疑・討論・採決)
- 日程第10 議案第5号 令和3年度周防大島町水道事業特別会計補正予算(第1号)(質疑・討論・採決)
- 日程第11 議案第6号 令和3年度周防大島町病院事業特別会計補正予算(第2号)(質疑・討論・採決)
- 日程第12 議案第7号 専決処分の承認を求めることについて(周防大島町税条例等の一部改正)(質疑・討論・採決)
- 日程第13 議案第8号 周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について(質疑・討論・採決)

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告

- 日程第4 提案理由の説明
- 日程第5 議会運営委員会補欠委員の選任について
- 日程第6 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度周防大島町一般会計補正予算（第1号））（質疑・討論・採決）
- 日程第7 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第1号））（質疑・討論・採決）
- 日程第8 議案第3号 令和3年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）（質疑・討論・採決）
- 日程第9 議案第4号 令和3年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）（質疑・討論・採決）
- 日程第10 議案第5号 令和3年度周防大島町水道事業特別会計補正予算（第1号）（質疑・討論・採決）
- 日程第11 議案第6号 令和3年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第2号）（質疑・討論・採決）
- 日程第12 議案第7号 専決処分の承認を求めることについて（周防大島町税条例等の一部改正）（質疑・討論・採決）
- 日程第13 議案第8号 周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

---

出席議員（13名）

1番	山中 正樹君	2番	栄本 忠嗣君
3番	白鳥 法子君	4番	竹田 茂伸君
5番	山根 耕治君	6番	岡崎 裕一君
8番	田中 豊文君	9番	新田 健介君
10番	吉村 忍君	11番	久保 雅己君
12番	小田 貞利君	13番	尾元 武君
14番	荒川 政義君		

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 大川 博君 議事課長 池永祐美子君  
書記 浜元 信之君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 藤本 浄孝君 副町長 …………… 岡村 春雄君  
教育長 …………… 西川 敏之君 病院事業管理者 …………… 石原 得博君  
総務部長 …………… 大下 崇生君 産業建設部長 …………… 瀬川 洋介君  
健康福祉部長 …………… 近藤 晃君 環境生活部長 …………… 伊藤 和也君  
統括総合支所長 …………… 岡本 義雄君  
会計管理者兼会計課長 …………… 重富 孝雄君  
教育次長 …………… 木谷 学君 病院事業局総務部長 …… 大元 良朗君  
総務課長 …………… 中元 辰也君 財政課長 …………… 岡原 伸二君  
水道課長 …………… 藤本 倫夫君

---

午前9時30分開会

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから、令和3年第2回周防大島町議会臨時会を開会をいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（荒川 政義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番、新田健介議員、10番、吉村忍議員を指名いたします。

---

**日程第2. 会期の決定**

○議長（荒川 政義君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、先ほど開催されました議会運営委員会において、協議の結果、本日1日限りとしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日限りとする

ことに決定しました。

---

### 日程第3. 諸般の報告

○議長（荒川 政義君） 日程第3、諸般の報告を行います。

それでは、会議規則第99条第2項の規定に基づき、議員の辞職についてを御報告をいたします。

既に皆様方御承知のことではございますが、3月定例会が閉会した後、同僚議員でありました砂田雅一氏から一身上の都合により議員の職を辞したいとの申出と議員辞職願の提出がございました。閉会中でありましたので、令和3年3月31日付をもって願出を許可し、併せて同日付で公職選挙法第111条の規定に基づき、選挙管理委員会へ議員欠員通知書を提出いたしました。

砂田雅一氏におかれましては、昭和58年旧橘町議会議員に初当選され、通算8期25年以上の長きにわたり議会人として御活躍をされました。任期の途中で職を辞することは誠に痛恨の極みであり、私といたしましても不本意ではございますが、御本人の心中を察するに余りあるものがございました。

課題が山積する現在、これから13名での議会運営を余儀なくされることとなりますが、周防大島町の発展のため決意も新たに議員としての責務を果たしてまいり所存でございます。今後とも皆様方の御協力をいただきますようお願いを申し上げます。諸般の報告を終わります。

---

### 日程第4. 提案理由の説明

○議長（荒川 政義君） 日程第4、提案理由の説明に入ります。

提出議案について、町長より説明を求めます。藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） おはようございます。本日は、専決処分の承認及び補正予算に関するものについて御審議をいただくため、令和3年第2回周防大島町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙の折にも関わりませぬ御参集を賜り厚く御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大に伴い、政府は5月7日に東京都など4都府県に発出している緊急事態宣言や愛媛県など7県に発出しているまん延防止等重点措置についても、感染状況に大幅な改善が見られないことから、5月31日まで延長すると発表いたしました。

また、新たに愛知県や福岡県の両県が緊急事態宣言に追加で発出され、まん延防止等重点措置についても北海道など3道県が新たに区域を追加されたところであります。

山口県においては、感染状況がステージ3に引き上げられるなど第4波が到来しており、3密環境などリスクの高い場所でクラスターが度々発生し、医療提供体制への負荷が蓄積するなど、

予断を許さない状況にあることから、これ以上県内での感染が拡大しないよう、引き続き最大限の注意を払って対応していくこととしております。

本町の新型コロナウイルス感染症の感染者につきましては、感染者に係る発生届の取り下げを含めて本日5月14日現在で8人となっており、先般の4月22日には、本町の職員が感染したところでございます。誠に御心配をおかけいたしました。役場は通常どおりの業務を行っております。

このように、本町でも感染拡大の予兆が見受けられますので、日常生活においては小まめに手洗い、換気をし、密閉・密集・密接を避け、大人数・長時間での会食には特に注意するとともに、会話の際にはマスクを着用するなど、基本的な感染予防対策の徹底に取り組み、また、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発出されている区域との往来は、やむを得ない場合を除き自粛を強くお願いしたいと考えているところであります。

また、町外から訪問をいただく方々にも感染防止を強く訴える手法につきましても検討を続けております。そして町民の皆様への感染状況をはじめとする情報提供につきましても引き続き最大限行ってまいります。

また、感染症対策における大きな希望であります、コロナウイルスワクチン接種であります。本町では4月19日から高齢者施設等の入所者の方から先行接種を行い、一般の高齢者の方につきましては、5月10日から優先予約対象者を年齢ごとに予約開始日を分けて、町内の医療機関において予約の受付を開始しております。

なお、接種開始日につきましては、5月17日から順次行い、22日までに約2,700人のワクチン供給を見込んでおり、6月末をめどに、接種を希望する高齢者全員のワクチンが供給されることとなっておりますので御安心していただけたらと存じます。

報道において報じられておりますとおり、年齢を誤って受付を行うといった解決すべき事例も出ております。町民の皆様にご心配をおかけしましたことは申し訳ございませんが、予定しておりますとおり、7月末までに全ての高齢者の皆様にワクチン接種を終えることができますよう努めてまいります。

今後も引き続き、町民の皆様には、おひとりおひとりの行動が自分を守り、大切な人を守り、そして社会を守ることに繋がると御理解をいただき、誰もが感染するリスク、誰にでも感染させるリスクがあることを意識して、感染者や感染の疑いのある方、県外との往来のあった方等に対する誹謗中傷や差別は絶対にしないよう、人権に配慮した行動をお願いいたします。

それでは、提案理由の説明を申し上げる前に、このたびの補正予算につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源に、令和3年度第1弾となる対策事業として、未だに収束の気配が見えない新型コロナウイルス禍において、住民生活の応援や町内の経済

活動の活性化を図るため、全町民に対して地域振興券を配付する経費や感染拡大予防対策経費など、早急に予算措置をすべきものについてお諮りするものでございます。

今後も、新型コロナウイルス感染症の収束状況と政府の動向を注視しながら、必要に応じて、躊躇なく第2弾、第3弾の対策事業を講じてまいりたいと考えておりますので、引き続き御理解、御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

それでは、提案理由を申し上げます。

本日提案しております案件は、専決処分の承認を求めることについて3件、補正予算に関するもの4件、条例の一部改正1件の合わせて8件であります。

議案第1号は、新型コロナウイルス感染症対策として、子育て世帯生活支援特別給付金事業、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業に係る経費等を措置するために、令和3年度一般会計補正予算（第1号）を専決処分いたしましたので、これを報告し議会の承認をお願いするものであります。

議案第2号は、超低温冷凍庫を設置している町立東和病院・大島病院に対し、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業に要する経費を措置するために、令和3年度病院事業特別会計補正予算（第1号）を専決処分いたしましたので、これを報告し議会の承認をお願いするものであります。

議案第3号は、令和3年度一般会計補正予算（第2号）であります。既定の予算に1億8,283万4,000円を追加し、予算の総額を132億9,167万3,000円とするものでございます。

議案第4号は、令和3年度渡船事業特別会計補正予算（第1号）であります。既定の予算に28万4,000円を追加し、予算の総額を8,454万6,000円とするものでございます。

議案第5号は、令和3年度水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。収益的収入及び支出、資本的収入及び支出等を補正するものであります。

議案第6号は、令和3年度病院事業特別会計補正予算（第2号）であります。収益的収入及び支出、資本的収入及び支出等を補正するものであります。

議案第7号周防大島町税条例等の一部改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が3月31日に公布されたことに伴い専決処分をいたしましたので、これを報告し議会の承認をお願いするものであります。

議案第8号周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正につきましては、町立橋医院に整形外科を開設するため所要の改正をするものでございます。

以上、8議案につきまして提案理由の御説明を申し上げますが、詳しくは、提案の都度、私なり関係参与が御説明いたしますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろ

しくお願いをいたします。

○議長（荒川 政義君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

---

#### 日程第5. 議会運営委員会補欠委員の選任について

○議長（荒川 政義君） 日程第5、議会運営委員会補欠委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会は、委員会条例第4条の2第2項の規定により、委員の定数は6名と定められており、皆様、既に御存じのとおり、去る3月31日付をもって委員が1名欠員となりました。

選任の方法につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することとなっておりますので、これより選任をしたいと思います、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。

それでは、議会運営委員会の補欠委員に、栄本忠嗣議員を指名いたします。栄本議員におかれましては、今後とも議会運営について、よろしくお願いを申し上げます。お願いします。

---

#### 日程第6. 議案第1号

#### 日程第7. 議案第2号

○議長（荒川 政義君） 日程第6、議案第1号令和3年度周防大島町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについてと、日程第7、議案第2号令和3年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについてを一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 議案第1号令和3年度周防大島町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて、補足説明をいたします。

この補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策として、子育て世帯生活支援特別給付金事業、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業に係る経費と、東和地区学校給食センター管理運営経費における業務委託料の増額でございますが、これらの事業に要する経費を早急に計上する必要が生じたところでございます。

しかしながら、議会を招集する時間的余裕がございましたので、地方自治法第179条第1項による専決処分を行いましたことから、同条第3項に基づきこれを報告し、議会の承認をお願いするものであります。

それぞれの事業概要につきましては、歳出予算において御説明をいたします。

5ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に1,383万9,000円を追加し、予算の総額を131億883万9,000円とするものでございます。その概要につきまして、事項別明細書により御説明をいたします。

13ページをお願いいたします。

歳入につきまして、14款国庫支出金2項国庫補助金として、ひとり親世帯生活支援特別給付金事業に係る事業費と事務費の補助金869万2,000円の計上でございます。

15款県支出金3項県委託金は、新型コロナウイルスワクチン流通円滑化推進事業等委託金437万1,000円の計上でございます。

18款繰入金1項基金繰入金として、財政調整基金から77万6,000円を取り崩し、今回の補正予算に係る財源調整を行っております。

歳出につきましては、14ページをお願いいたします。

3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費におきましては、子育て世帯生活支援特別給付金事業に係る事務費等の必要経費や特別給付金として869万2,000円を計上いたしております。

この事業は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、全額国費負担によるひとり親世帯生活支援特別給付金を児童1人あたり5万円を給付するものでございます。

15ページをお願いいたします。

4款衛生費1項保健衛生費2目予防費におきましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業に係る経費として437万1,000円を計上いたしております。先の2月補正及び3月補正にて、新型コロナウイルスワクチン接種が早期に実施できるよう、その体制確保と接種に係る費用を計上させていただいたところではありますが、このたび、山口県より新型コロナウイルスワクチン流通円滑化推進事業等委託金が交付されることとなり、対象経費となるワクチンの運搬業務及び超低温冷凍庫の管理を町立2病院を含む町内3医療機関に対して委託する事業でございます。

9款教育費5項保健体育費3目学校給食費におきましては、東和地区学校給食センター管理運営経費の令和3年度当初予算要求時において、学校統合に係る給食配送ルートの変更を反映した業務委託料の額を誤って少ない額で計上していたため、その不足額77万6,000円を追加計上いたしております。

以上が、令和3年度周防大島町一般会計補正予算（第1号）についての概要でございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御承認賜りますようお願いをいたしまして、補足説明を終わります。

○議長（荒川 政義君） 石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 議案第2号令和3年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて補足説明をいたします。

この補正予算は、超低温冷凍庫を設置している町立東和病院・大島病院に対し、一般会計より新型コロナウイルスワクチン接種対策事業として、冷凍庫の管理及びワクチンの運搬業務を受託し、対象経費を繰り入れるため補正予算として計上する必要が生じたところでございます。

しかしながら、議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、地方自治法第179条第1項による専決処分を行いましたことから、同条第3項に基づきこれを報告し、議会での承認をお願いするものであります。

5ページをお願いいたします。

第1条は総則です。

第2条の収益的収入及び支出では、収入につきましては、新型コロナウイルスワクチン流通円滑化支援金事業等委託金としまして、一般会計から繰入れにより収入合計で328万5,000円増額補正し49億9,692万4,000円としております。第3条の他会計からの補助金につきましても、合計328万5,000円を増額補正し、13億1,932万円としております。

附属資料といたしまして、6ページ以降に補正予算に関する説明書を添付してございます。

以上が、議案第2号令和3年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第1号）の内容でございます。どうかよろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げまして、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第1号、質疑はございませんか。白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） すみません、議案第1号、補正予算でよかったですかね、すみません。子育て世帯給付金について御質問がございまして。低所得のひとり親家庭に児童1人あたり5万円をとということでしたけれども、こちら児童ということは、小学生を育てているひとり親家庭にとということでもよろしかったでしょうか。また、こちらについては既に交付済みということでもよろしかったでしょうか。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） 白鳥議員さんから、対象者は、まず1点目は小学生かという御質問だったというふうに思いますが、児童ということでございますので18歳までということでございます。

それから、既に交付済みかという御質問であったかなというふうに思いますが、4月受給

者分ということで5月11日に76世帯、それから2人目以降の加算人数43人ということで、5月11日595万円を既に振り込んでおります。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 毎度の質問なんで簡単に御答弁をいただきたいと思いますが。専決になった理由を、議会を招集するいとまがなかったからという御説明がありましたけど、招集する時間的余裕がなかったということが明らかに、客観的に認められるという理由が必要だと思っておりますが、そういう観点から、端的に簡単で結構ですので御答弁お願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） まず、子育て世帯生活支援特別給付金、いわゆる児童扶養手当の関係の5万円の支給というところでございますが、国から交付決定の予定額通知があったのが3月22日。そして交付申請の提出は4月2日付で提出を求められております。よって、4月1日での専決が必要であったということでございます。

それから、新型コロナウイルスワクチン接種のほうでございまして、先ほど補足説明でもあったんですが、マイナス75度の超低温の冷凍庫を置く基本型の接種施設、東和病院と大島病院とそして山中先生の山中クリニックとこの3か所に置きますけれども、このワクチンの運搬、いわゆる小分けをしたり分配をしたりという、出す側の話ですね。それから、こちらのほうが実質的にはワクチンの受け取りということでワクチンを頼むという作業を行います。この部分の県の委託金ですが、財政支援措置10分の10が、これは4月1日から適用ということになりましたので専決処分とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） 東和地区の学校給食センターの管理運営経費の予算不足に係る専決処分でございますが、学校給食の調理等の業務委託につきましては、令和3年度の当初予算要求時に委託料を誤り、過少な予算要求をしてしまいました。このため令和3年度分の会計処理である支出負担行為が4月1日に予算措置をしていないとできない状況に陥ったため、やむなく専決処分にて対応させていただいたものでございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） すみません、今の学校給食のことなんですけど、この誤りだった予算要求というか、結局、3月議会で議決した予算の内容が誤りだったという意味なんですかね。それはいつ判明したんでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） 判明した時期は、3月議会において当初予算の御議決をいただいた後に新年度業務に係る会計事務の準備をしていたところ、要するに先ほど申しました支出負担行為の関係ですが、そのときに委託料が不足しているということが判明して、やむなくしてしまったということで、令和3年度の当初予算要求に誤り、要するにチェックミスにより誤りがあったということでこういうふうなことになってしまったということです。（「いつ頃」と呼ぶ者あり）時期は3月末から4月だったというふうに記憶しております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 3月、新年度予算ですから3月末までには判明したんだろうと思うんですが。誤りだったから専決したというのは、ちょっと飛躍し過ぎというか、中間をあまりにも省略し過ぎなんかなと。誤りが判明した時点で、まずは誤りであったことを議会に、予算で議決しているんですから、その内容に誤りがあったということは、その誤りがあったこと自体をまずは議会に報告して、その上で専決するか、改めて議会を開くかという判断になろうかと思うんですが。その辺は、まず議会に対してなぜ誤りであることの報告、いろんな方法があると思うんです。議会を招集しなくてもです。今こういうタブレットもありますんで、少なくともそういう何らかの報告があってしかるべきだと思いますが、その辺について、今後の対応も含めて。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） 言われるところは何も言え……、言われるとおりになんですが。東和学校給食センターの予算要求ということで、これについてチェック体制が不備でこういうことに陥ってしまったというところで、確かに4月1日時点で、その以降でも何らかの形でお知らせするという事はしておりませんでした。これにつきましては大変失礼いたしました。

今後、予算要求時につきましては、チェック体制を再度見直して、こういうことがないように努めたいと思いますのでよろしくお願いいたします。（「もしあったらどうする」と呼ぶ者あり）もしありましたら何らかの形でちょっと相談しながら、皆様に御報告できればということをやちょっと考えていければと思っております。

○議長（荒川 政義君） ちょっと暫時休憩します。

午前10時04分休憩

.....

午前10時05分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 私からも改めて御報告申し上げたいと思います。私どもの誠意が感じられませんが、いろいろと業者の方に大変迷惑をかけたのが先にあったもんですから、

何とかしないといけないし、4月1日から始まりますということでやっておりました。今も御指導いただきましたように、1回議会で議決したものですから、その報告が議会に対して落ちていたことは大きなミスでした。大変申し訳ありませんでした。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。新田議員。

○議員（9番 新田 健介君） 1点だけ質問させていただきます。今のちょっとすみません、学校給食の件なんですけども、これも確認になります。文面上では委託料で調理業務となっているんですけども、先ほど御答弁ありましたけども、配送ルート諸々の形で予算が足りなくてここで補正が上がってきておると。もう一度その内容だけ教えていただけますか。というのが、配膳数は確実に東和方面減ちよるわけで、中学校が統合して中学校が閉校になった。油田小学校もなくなった。そういった中で私が見る限りでは、配膳数は減ちよるのに何でこの調理の業務の委託が増えちよるのかなという見方をしよったので、もう一度内容を教えてください。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） まず、業務委託の内容につきましては、調理等の業務委託でございまして、これは配送も含めております。調理と配送の業務の委託でございまして、

それで、東和地区につきましては油田小学校と東和中学校の閉校により、配送ルートが従来の2ルートから1ルートになったというところで、業務委託内容の変更に伴う設計変更が生じて、もう1回試算をし直したというところですが、最初の試算に誤りがあって、きちんとして今契約に至ったわけなんですけど、予算要求時には最初はちょっと誤りがあったものをそのままちょっと間違っただけで予算要求してしまったという大きなミスがありまして、それでこのようになってしまったというところで、金額につきましては減額ということで、ルートが減っていますので減額したんですけど、最初の計算というのが大きく減額してしまっていたと、ちょっとミスで、それを見直して契約はしたんですけど、契約金額と予算要求の金額がちょっと異なっていたというところでこういう事態になったものでございます。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（9番 新田 健介君） ありがとうございます。またちょっとしっかりと私も調べてみて、後ほど質問させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第2号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論、採決に入ります。議案第1号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第1号令和3年度周防大島町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第2号令和3年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第8. 議案第3号

○議長（荒川 政義君） 日程第8、議案第3号令和3年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

補足説明を求めます。大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 議案第3号令和3年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明をいたします。

今回の補正は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源に、令和3年度第1弾となる対策事業の予算計上並びに財源調整であり、未だに収束の気配が見えない新型コロナウイルス禍において、町内の活性化を図るため、全町民に対して地域振興券を配付する経費や感染拡大予防対策経費などの補正を行おうとするものでございます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算に1億8,283万4,000円を追加し、予算の総額を132億9,167万3,000円とするものでございます。その概要につきまして、事項別明細書により御説明いたします。

事項別明細書の9ページをお願いいたします。

歳入につきまして、14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億9,232万4,000円を計上いたしております。

また、18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金は、当初予算に計上してございました新型コロナウイルス対策事業に国庫補助金を充当するため、財政調整基金の取崩しを949万円減額して財源調整をしようとするものでございます。

次に歳出でございます。10ページをお願いいたします。

2款総務費1項総務管理費2目文書広報費は、CATV周防大島チャンネルにおいて地域密着型番組を制作し、配信するための委託料53万5,000円の計上でございます。6目企画費は、トイレ清掃に係る感染予防対策用品の購入費1万5,000円の計上でございます。7目支所及び出張所費は、各庁舎・出張所等において新型コロナウイルス感染症対策を更に強化するため、飛沫防止パーティションやオートディスペンサー、空気殺菌器等の購入費250万6,000円の計上でございます。8目電子計算費は、新型コロナウイルス感染症対策における行政事務のデジタル化事業として、文書管理システム電子決裁機能の追加を行う内部情報系システム整備のほか、基幹系システム整備、RPA導入の業務に係る経費や議事録作成支援システムの使用料として、合計1,628万6,000円の計上でございます。

11ページをお願いいたします。

2項徴税费2目賦課徴収費は、新型コロナウイルス感染症対策事業の当初予算計上額に国庫補助金を充当するための財源調整でございます。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費は、新型コロナウイルスワクチンの予防接種のため、接種医療機関への交通手段として、福祉タクシーを利用する高齢者等に対し、タクシーの利用料金の一部を助成する経費として740万1,000円の計上でございます。

11ページ下段から12ページをお願いいたします。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費は、妊婦応援給付金事業を令和2年度に引き続いて実施し、安心して出産することができる環境づくりを推進するため、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に周防大島町に住所を有し、60日以上居住する妊婦に対して、一律10万円の応援給付金を支給する経費として600万円を計上するものでございます。

保健衛生対策事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向け、県が行う濃厚接触者等のPCR検査の対象とならない者、及び町長が必要と認める者など、無症状者への検査が必要な場合に行う感染予防等のためのPCR検査または抗原検査に要する経費や、ステイホームが求められる中、肥満や運動不足、身体活動の低下を防止するための運動講座配信映像作成経費として、合計1,845万1,000円の計上でございます。

また、保健総務一般経費は、新型コロナウイルス感染症対策の実施に必要な防護服や消毒液などの購入経費356万6,000円の計上でございます。3目環境衛生総務費は、斎場等における新型コロナウイルス感染症対策として、オートディスペンサーや非接触型検温システム等の購入経費162万2,000円の計上でございます。

13ページをお願いいたします。

5款農林水産業費1項農業費5目農地費は、トイレ清掃に係る感染予防対策用品の購入費13万円の計上でございます。2項林業費1目林業総務費は、有害鳥獣パトロール業務に係る感染予防対策用品の購入費1万4,000円の計上でございます。3項水産業費3目漁港管理費は、トイレ清掃に係る感染予防対策用品の購入費28万3,000円の計上でございます。

14ページをお願いいたします。

6款商工費1項商工費2目商工業振興費につきまして、地域経済活性化支援事業は、新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、住民生活の応援や町内の経済活動の活性化を図るため、町民1人あたり5,000円の地域振興券を交付する経費と、令和2年度に続く事業として、新しい生活様式に対応するための設備導入費や店舗などの改修費等に1件50万円を上限に補助をする新生活様式導入補助金として、合計8,757万3,000円を計上いたしております。

また、公共施設管理維持体制強化事業、離島交通対策経費では、トイレ清掃に係る感染予防対策用品の購入経費としてそれぞれ37万5,000円、9万5,000円を計上いたしております。

15ページをお願いいたします。

9款教育費1項教育総務費2目事務局費につきましては、学校教育支援事業では、各小中学校における感染予防対策用品の購入費や、現在予定している小中学校の修学旅行が実施できなくなりキャンセル料が発生した際の経費として644万円の計上でございます。

学校施設改修事業は、小中学校の理科室等に空調設備を設置する経費696万4,000円の計上でございます。

学校教育経費は、オンライン授業実施に備え、ICT教育の更なる支援体制の強化を図るための経費170万7,000円の計上でございます。

4項社会教育費1目社会教育総務費は、社会教育施設等における新型コロナウイルス感染症対策用品の購入経費や、新型コロナウイルス感染症拡大により中止となった成人式の対象者を応援するための特別給付金として362万3,000円の計上でございます。

16ページをお願いいたします。

5項保健体育費3目学校給食費は、当初予算で計上しておりました給食配送車導入経費に国庫補助金を充当するための財源調整でございます。

12款諸支出金1項繰出金1目繰出金は、新型コロナウイルス感染症対策を行う特別会計の各

事業への繰出金でございますが、渡船事業と病院事業は、感染症対策用品等購入経費、水道事業は、折り畳み式仮設給水タンク購入経費に対する一般会計繰出金として1,924万8,000円を計上しております。

以上が、議案第3号令和3年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）についての概要でございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第3号、質疑はございませんか。吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 新生活様式導入補助金と運動用DVDの作成配布について、2項目について伺います。

新生活様式導入補助金は、令和3年3月定例会で同様のものがあつたと思うんですけども、前は周知が行き届かず、締切り間際に申請が殺到して、最終的には予算が上限に達して補助を受けることができなかつた方が多くいるというふう聞いております。今回の補正でのまた対応ということだと思ふんですけど、要綱はまた前回と全く同じものであるのかどうかということと、今回20件、50万円掛ける20件とありますが、ちょっと前回と比べてかなり金額少ないんですけど、これで1,000万円、これで対応できるのか。もしこれ以上の申込みがあつた場合はどのように対応されるのかということと、周知の方法、前はちょっと当初周知が行き届かず、申請が締切り間際に殺到したということだつたんですが、今回、周知のほうをどのようにお考えかということをお伺いします。

それと、運動用講座DVDの作成配付についてですが、この内容についてまた詳しく教えていただきたいと思ひます。配付枚数、配付対象者、配付方法、講師。また現在、町民の何%の方が運動不足であるというふうなデータがあるのかどうか。さらにDVDを再生できる機器やモニターが、運動できるスペースに設置してある家庭や職場がどれくらいあると想定しているのか。こういった点を伺いたいと思ひます。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設部長。

○産業建設部長（瀬川 洋介君） ただいまの吉村議員さんの御質問についてですが、まず新生活様式導入補助金につきまして、前回の要綱と若干変える予定があります。と申すのは、対象年月ですね。前回の要綱においては、施行日であつた令和2年の9月7日までに営業開始している店舗であつた要綱になっておりますが、このたび御議決賜りましたら、新たな施行日として、そこまでに営業をされている方ということで改定をしたいというふうにお思ひしております。

それから皆様への周知、告知については、従前のホームページや広報等に掲載をしようと思ひますが、それでも十分な効果と申すか周知がなかなか見受けられますので、広報

等、あとは回覧であるとかいうふうなものも含めて周知をしていきたいというふうに考えております。

それから予算額につきましては、前回の6,000万円という予算である程度の需要にお応えはできたと思っておりますけども、この1,000万円がどうかというお話ですが、推移を見守りながら、不足するようであれば新たな補正等も考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） 吉村議員さんのほうから、いわゆる運動講座等々についての内容についてという御質問でございました。現下のコロナ禍において、ステイホームの時間が増えている。これは全国的な話であろうというふうに思っております、肥満や運動不足、身体活動の低下による健康課題が社会的な問題となっているというふうに私は認識をしておるところでございます。

そこで、新たな生活様式に対応し、健康教育、保健指導の教材ツールを作成をしまして、広く活用して一般住民の健康の保持を努めてまいりたいというふうに考えております。

内容については、3部構成ということで5分から10分程度にまとめた短縮版という形を取りたいというふうに思っておりますが、3部構成でございますが、1つは運動の効果、それから2つ目が身体状況に応じた運動の強化の設定方法について、それから3番目は実技ということで、運動の内容を5分間14の動作といったような形で作成をしましてまいりたいというふうに思っております。

活用方法につきましては、アイ・キャンで放映をさせていただくということと、健康教育や保健事業の中で活用配布をさせていただきたいというふうに思っております。講師につきましては、理学療法士さんを予定をしております。すみません、名前はちょっと省略をさせていただきたいと思います。

DVDの枚数でございますが、1,000枚を予定をしております。それから、運動不足やDVDを再生できる機器を保有している人がどの程度、何%というような御質問もあつたらうと思いますが、申し訳ないんですが、そこまでは把握をしておりませんので、そこはお許しをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） ありがとうございます。新生活様式導入補助金については、また周知のほうしっかりとお願いいたします。聞いたところで、商工会から書類が行くかと思うんですけども、事業者の方、また商工会から何か来たってポイってやるケースが多いらしいので

すよ。封筒の表にも重要とかいうふうな、重要なお知らせとかいうふうなことを入れていただければまた開いていただけるのではないかと思いますので、どうぞその辺の御検討をよろしく願いをいたします。

それとDVDについてなんですけども、あんまり効果が得られるかどうか難しいんじゃないかなと思うんです。私も昔からビリーズブートキャンプとか、もう古いですかね、EZ DO DANCEとか購入しましたが、1回、2回やったらなかなか次、手につかないんですけどね。すみません、商品名出してしもうて申し訳ないんですけども。それで、この体形なんです。ちょっと今回このDVDについては、いまいち効果がないと感じているのが私の感想でございます。それなら、防災無線で10時と15時にラジオ体操流して、町民みんなで取り組んだほうが本当は効果があるんじゃないかというふうには思っているんですけども。今一度、健康福祉部長、このDVDにかける、DVDを作らなきゃいけないんだという、私を納得させてくれる理由を御説明ください。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） 吉村議員さんを納得させるだけの理由というのはなかなか難しいんですが。本町は第2期健康増進計画というのを昨年策定をしたところでございます。御存じのとおり、ちよび塩をテーマとした活動を行っております。本来はこの活動のテーマというのは、ちよび塩だけではなくて、運動・活動で元気という実はキャッチフレーズが後のほうにはついております。これまでどちらかという、実はちよび塩がメインというような形でちよび塩、ちよび塩という声はいろんなところでお聞きになるんだろうと思うんですが、なかなかこの運動・活動というのが本町では進んでいなかったということもあって、ただ、コロナ禍において人を集めて運動を行うというのは非常に難しいということで、今回、DVDの作成をするという形を取らせていただきましたので、御理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） ありがとうございます。ぜひとも町長も一緒に御出演いただいて、町民みんな健康に取り組んでまいりましょう。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） 私のほうは地域振興クーポン券の関係でお尋ねいたします。

3月の議会で实体经济を活性化させるのに、町長のほうに早急ということで質問させていただきました。予算が来次第ということで早急な対応していただきまして、本当にありがとうございます。

それで、補正資料を見ておると、先ほど5,000円のが何枚とか10枚とかいうことだったんですが、分かる範囲でいいんですが、今後の予定とか時期的なもの、配付時期とか使い方とか、分かる範囲でいいんですが教えていただけたらと思います。よろしくお願いします。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設部長。

○産業建設部長（瀬川 洋介君） 実施時期についてでございますけども、本日、仮に御議決賜りましたら、準備には実質的には2週間から3週間かかると思っております。ただ、商店主の方の募集をしなければならない。参加していただける商店主を募集しなければいけないので。前回の例でいいますと、随時受付をして店舗は随時増えていったんですが、最初の段階で住民の皆様に券を送るときに取扱店舗の一覧もお送りします。それが更新されないわけですね、後から参加された店舗というのは。当然ホームページ等で追加で表示はするんですが、その辺がちょっと店舗によって申込みの時期によって不利な部分になるのではないかと思いますので、その商店の応募についてある程度の期間を設けたいなというふうに思っております。本日、もし御議決賜りましたら、今のところ7月の頭ぐらいから皆さんに発送できればというふうに考えております。

○議長（荒川 政義君） 竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） ありがとうございます。大体の時期がそういうことで分かったんですが、町民もコロナの関係でいろいろ町全体、全国全体がどんどん暗いイメージになる中、今回のクーポン券の発行は、大変町民も喜びますし事業主の方も大変喜ばれると思いますので、しっかり周知徹底をお願いできたらと思います。ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。新田議員。

○議員（9番 新田 健介君） 幾つか質問させていただきます。まず、資料のほうで見ていきますけども、1ページの下段にあります保健衛生対策事業の中のPCR検査、そして抗原検査キットの補正が組まれておりますが、これを実際に使用する場面はどのようなケースを想定されていらっしゃるのか。この資料の文面の中に町長が必要と認める者という文面がありますけども、これは具体的にどのような場面を想定すればよいのかを教えてくださいたいと思います。

2つ目は、先ほど吉村議員のほうからもありましたが、新生活様式の導入補助金に関して要綱も若干変えるということなんですけども、私の知り得る限りでは、前回の最終的には107件申請があったのかな、4千数百万円ぐらいが執行されていたと思いますけども、20件で足りるのかというのは先ほどもちょっとありましたけども、同じ気持ちを持っております。

私がお聞きしたいのは、今回のこの補助対象者というのが、前回交付を受けている方が含まれるのかどうか、お伺いしたいと思います。

続きまして、ページが変わりまして資料の2ページになります。学校教育支援事業の教育総務の一般経費の中で、感染予防対策の用品の購入として、オートディスペンサーの購入費用が計上

されておりますが、これは島内の全小中学校、今11校あるんですけども、それぞれに1個ずつ配置するかどうか、それをお伺いしたいと思います。

最後、もう1つ質問させていただきます。新成人の応援特別給付金、これに関しては1人あたり2万円という予算計上されておりますけども、これの算出根拠といたら難しいですけども、この金額になった理由をお教えいただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） 新田議員さんのほうからPCR検査の関係の機器の購入に関して、どういった人が対象となるのか、どういった場面で使うのかと、こういう御質問があったというふうに認識をしております。

まず、PCR検査の対象とならない方というのは、実は4月19日の週には実質的には3人という話にはなったんですが、4例ほど感染者が出るという状況があったんですが、そのときに御理解いただきたいのは、今回の変異株というのは全て、実は1回は陰性が出た上で数日間たって陽性に転じたとこういう話になっておるんですが、県のPCR検査というのは、陽性となる2日前までしか行動履歴を追わない、濃厚接触者を追わないということになっております。今回は事実上、2日より前に実は一緒に行動した人間が一旦は陰性が出たけれども陽性に転じた、と、こういう形になっておまして。ですから、現実にはそのときの濃厚接触者、一番最初の濃厚接触者となった方は、現実には皆さんがその可能性があったにも関わらず、県の対応の限度は2日前までということになっておりますので、そういった方のすごく簡単な話をすれば、御家族等についても発症するまでは濃厚接触者とならないと、こういう形になっているんだということをまず御理解いただきたいと思います。ですから、町の検査はそれから漏れた方ですね、まだ症状は出ていないけれどもそういった方に検査をしていきたいと思います、まずこれがPCR検査、抗原検査の考え方でございます。

それから、町長が必要と認める者という言い方をしております。今回、緊急事態宣言地域やまん延防止等重点措置の地域へ出ている間はなかなか往来は難しいと思いますが、そう言いながらずっと行かないというわけにはまいりません。出張等もあるだろうというふうにも思っておりますし、ハワイとも交流もあるだろうというふうにも思います。

また、町の事業としては、例えばですが、民泊の受入れをする家庭の方ですね、そういった方、または町が実施をしますイベントや事業等々で、外部とどうしても接触をせざるを得ないといったような場面において、町民の安心安全の確保のために、無症状者に対して検査をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設部長。

○産業建設部長（瀬川 洋介君） ただいまの新田議員さんの御質問の新生活様式導入補助金のことについてお答えいたします。

令和2年度の実績は164件の申請がありまして、交付対象となったのは157件が最終的な対象となっております。それから、一度支援を受けた方がまた受けられるかという内容だと思えます。既に要綱でも定めておりますけども、同一の補助対象者への補助金の交付は1回限りとするということになっておりますので、同じ方が2回受けることはできないことになっております。以上です。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） 学校教育支援事業で購入を考えているオートディスペンサーですが、これは全11小中学校に配置する計画でおります。（「台数は」と呼ぶ者あり）台数は各校1台ずつでございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。（「成人式の2万円の」と呼ぶ者あり）成人式のやつね、ごめんね。木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） 新成人の関係の給付金でございますが、給付金の額の考え方としては、成人式が中止になった謝意に対して1万円、それから新たな門出の祝意に対して1万円という考え方で2万円といたしました。これにつきましてはいろいろ調べた結果、そういった自治体も過去にございましたので、そういったことを参考にもさせていただきました。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（9番 新田 健介君） 御答弁ありがとうございます。また順を追って。まず、近藤健康福祉部長のほうからありました民泊の受入れだったり、イベントごとで使うということで、何となく予想はしていたんですけど、数が600人分程度ということで非常に限られておる中で、それをさっき御説明はされましたけども、そういったこういうときに使うんだというルールであったり基準というのは既に設定されているのかどうか、そこを改めてお聞きしたいと思います。

新生活様式導入補助金に関してはありがとうございます。よく理解しました。

続きまして、オートディスペンサーですね、各学校の。私が何で台数を聞いたかちゅうのが、皆さんも御存じのとおり、小規模校というのがたくさんあります。先生方含めて30名程度の学校もあって、片や120名、130名の学校もある。そういった中で全部一律に1台ちゅうのは、これ毎回思うんですけども、それでええのかなという思いもあります。そのあたりを例えば単純に30名から120名といたら4倍の人数がおるわけで、それを同列で1台ずつちゅうのは、私の中ではちょっと違うんじゃないかなと思うところもありますので、そういったところに複数設置という考え方はないのかどうか、もう一度お聞かせいただきたいと思えます。

最後に新成人の方々、この算出の根拠というのは非常に私も質問していて難しいと思うんですけども、これに関しては理解するしかないのかなというところでございます。新成人の方々に関しては、1回1月が延期になって、また中止になったという経緯があって、今後この成人式に関して代替の何か案があるのかどうか。これは何か町長のほうから一言でもあればいただきたいなと思います。

ちょっと違う質問をもう1問だけ。タクシーのチケットに関してなんですけども、これは通常の高齢者に対する福祉タクシーに関しては、役場に行って手続を諸々して入手するということがありますけども、これに関しては通信運搬費というのがあるから直接送られるんだと思うんですけども、そのあたりをちょっと教えてください。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） まず、オートディスペンサーの台数についての質問でございますが、まずこれは学校によると、学校にというか校長会でちょっと確認をいたしました。それで現状ですが、今おっしゃられるように小さな学校から大きな学校というか、100人規模の学校までございますが、どこの学校もまず今の状態は家庭で検温してそれで登校するというので、記入して登校するようになっているようでございます。それで、最初は私どももそういうふうな子供さんたちへというふうに考えていたんですが、相当やっぱり議員さんおっしゃられるように、多くても100人規模の学校になりますと相当の台数を置かないと、まず密になるといいますか、すごく混雑するというのもございます。考えておりますのは、非接触型の温度表示ができるもので、自動で手指消毒液が噴射されるものの機器を考えておりますが、基本的には先ほど申しましたように、児童生徒につきましては家庭の検温をして登校するということですので、これについては引き続きそういうふうにするということでしたので、今回考えているのは、基本的には来客用の玄関といいますか、要するに不特定多数の方が学校に来られるところへ設置できればというところで各校1台というふうにしております。実際、小規模校については運用については若干変わることもあるかもしれませんが、そういうふうなことで設置を考えているというところでございます。

それと、令和2年度の成人式の代替案でございますが、これについてはまだこういうふうにしたいというか、こういう行事をしたいという具体的な内容は、申し訳ございません、まだ決定しかねているところでございますが、それでもこのたび1月4日を5月2日に延期をし、このたびこういう状況でしたのでやむなくというか、いろいろ悩んだ結果、成人式自体は中止という判断をさせていただいたところですが。今後何らかの形で今回の新成人の方々が再会できる場が創出できればというふうに考えております。これから内容については考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 新田議員さんから御質問をいただきましたこのたびの成人式、令和2年度の成人式についてであります。1月延期というふうな形にして、5月2日に延期をいたしますというようなことでありましたけれども、その実施をするにあたりまして新型コロナウイルス感染症の感染が広がってまいりました。そして、町内でも感染者があったということがありまして中止というふうにさせていただいたところであります。様々な御意見を町民の皆さんから伺いました。ぜひともやってほしいという声もありましたし、これは不安なので取りやめにしてくれないかというような御意見もいただきながら判断をいたしました。しかしながら、やはり町民の皆さんの安心安全、これをしっかりと確保すること、そして遠くから帰って来られる方もおられますので、その皆さんの安全、そしてまたそれによる感染のリスクということも考えながら中止とさせていただきました。そして、まだワクチンがすぐに行き渡らない状況でありますので、延期という日程を確定をすることがこれはちょっと困難であろうというふうなことがありましたので中止という判断をさせていただきました。そして、ホームページにも掲載させていただきましたけれども、私のメッセージの中に何らかの形で再会をできますようにというようなことで述べさせていただきました。これはどのような形でできるのかということは模索をしないといけないところであるんですが。また、令和3年度、今年度の成人式についても、まだワクチンが行き渡らない状況があらうかと思っておりますので、これも慎重に判断をしていかないといけない中であるんですが。ですが、皆さんの声を聞いて、そして何らかの形で再会——再会というか皆さんで会える場所を提供できれば一番のことだなと思っております。というような思いであります。ですので中止、延期ということで、これは延期にしてほしいというようなお話もあつたんですけども、これは一旦中止という判断をさせていただいて、その後のこととさせていただいて進んでまいりたいというふうに考えておりますので、また皆さんの御意見をいただきながら良い形を取っていければいいなと思っておりますので、御指導よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） 新田議員さんのほうから2つ御質問いただきましたので、お答え申し上げたいと存じます。

まず、先ほど申し上げたように、PCR検査の対象とならない方の運用でございますが、私たちからすれば、本来は濃厚接触者に当たるというふうに理解をする方ですね。一旦陰性は出ても、数日後にはその中から何人かが陽性に転じた。そのときに2日前以前ですね、例えば3日前に一緒に行動をしていた、今回もたくさんの方がいらっしゃいました。そういった方に対しては、一

且は抗原検査、簡単に言うと、早く結果が出る抗原検査を実施をしていきたい。そして、仮に疑陽性という形で陽性の疑いが出た場合ですが、そのときはかかりつけ医にかかっただいて、医師の判断でPCRが必要だというふうに判断すれば、これは行政検査、無料での検査という形になるというふうに理解をしております。

それから、町長が必要と認めた方に対するもの、先ほど仮に民泊等というお話がございましたが。私は民泊等で受け入れた家庭のほうですけど、受入れ者のほうですが、これは必ずPCR検査を受ける必要があるだろうというふうに認識をしております。よって、こういった方についてはPCR検査のほう、抗原検査ではなくてPCR検査のほうを町独自の検査として実施をしてまいりたい、このように考えているところでございます。

それから、福祉タクシーについて、一旦送付をするのかとこういう御質問でございましたが、80歳以上と障害者、こういう話ですが、今回私たちは約5,000人という数字を見込んでおりまして、この方に対して一旦は接種を2回しないといけませんから4枚ですね、4枚を送付をして、そして利用率については50%というような形で見込んだ予算計上させていただいておりますので御理解いただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（9番 新田 健介君） 諸々ありがとうございました。非常にこのコロナというのは難しい問題で非常に厳しい難しい決断が何度も何度も繰り返しやってくると思います。町長も先ほどちょっとおっしゃっていましたが、令和3年度にまた新成人が成人式を迎えます。これに対してやっぱり、これまでも成人式を無事やってくる自治体もたくさんあります。こうして今回も補正で上がると抗原キットだったりPCRのキットですね、こういうものを用いながらできる得る限り開催してあげたいし、できるように前向きに考えていただきたいと思います。

答弁は結構なんですけども、タクシーチケットに関しても、今回送付するという事で、通常のものもできれば今後は、年がまたいだときに送付してあげるような仕組みにしていいただければと思います。

以上、ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 3点ほどちょっと質問しますが、まず総括的な話というんですかね、このコロナ対策の補正予算でどういうふうなコロナ対策をやっつけようとするのか。そこをちょっとお聞きしたい、そういう観点からお聞きしたいと思いますけど。私としては今やるべきことはこのクーポンの配付ということではなくて、現実的な問題に対応する必要があるんじゃないかなと思います。クーポンの配付も現実的と考えられてはおるんだと思いますが。

その前にまず新聞報道、先日ありました。2つありましたけど、ワクチン予約についてです。

誤受付という報道がありましたけど、これは誤って受付けたというよりは、ルール自体にちょっと無理があったのではないかなというふうに思っておりますし、そこをルールを厳格に運用するという仕組みというんですかね、姿勢が欠けていたのではないかなと。特に町立病院でもそういった対応がされていたということなんで、まず町立病院においてそういう実態があったのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

町民の方も非常に緊張感が高まっているという状況にあって、なかなかちょっとしたことで混乱や不安を招いてしまうということになりかねませんので、起きたことは起きたこととして、これを反省材料にして、今後どういう対応していくおつもりなのか、その辺をちょっとまずはお聞かせいただきたいと思います。

それともう1点、新聞報道があったのは、地域振興クーポン券について、これ毎度のことなんですけど、地域振興クーポン券を配付すると発表したというふうに報道がありました。これは決定事項だろうと、私は専決かと思って今日の議会に臨んだんですが、この議案に入っているということは今から決まるということなんで、その辺を報道への町の情報提供のあり方というのをちょっと考えてもらわなきゃいけないんじゃないかなと思いますけど、その辺について見解をお聞かせいただきたいと思います。

それと、具体的な話として地域振興クーポン券について、クーポン券を配付されること自体は必要なことだと思いますが、昨年までに何回かクーポン券を配付されていると思います。この辺の実績というんですか、それに対しての検証というのがどのようにされていたのか。その上での今年度の対応でないと、問題が全くないと言われるならそれでもいいんでしょうけど、やっぱり1度そこを検証してみないといけないと思いますが、その辺のまず検証されたのかどうか、そこをちょっと御答弁ください。

それと、新生活様式導入補助金。これについても今の質問と同様のことなんですけど、昨年度の157件でしたか、交付されたその内容について、どういうふうに検証されたのか。そこを御答弁ください。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前10時59分休憩

.....

午前11時12分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁のほうからお願いします。近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） ワクチンの84歳以下に誤って受付を行った件への報道のことでございますが、町立病院の一部に誤って受け付けたところがあるというのは事実でございます。

なお、この件に関しては17日の月曜日に医師会を夜開催をすることにしておりまして、それから全協での集団接種のことも含めて全協において詳しく説明をさせていただきますので、ここでの答弁はこの程度とさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 田中議員さんの御質問の新聞報道で地域振興クーポン券が配付するとかそういうことが出ておるといことで、我々としましても報道が出た後にそういうものを知るわけございまして、記者発表として記者配付として資料を我々が報道に資料提供するのは、今回でも令和3年度周防大島町一般会計補正予算案の概要として件名を表示して、内容としましては、周防大島町では5月補正において、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として、令和3年度第1弾となる新型コロナウイルス感染症対策事業に係る予算の補正を行う予定ですのでお知らせいたしますというような表現を各報道関係には資料を提示しておりますので、そのところは御理解をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設部長。

○産業建設部長（瀬川 洋介君） 田中議員さんの御質問のクーポン券とそれから新生活様式への前回の検証があったのかという御質問であったと思います。

まず、クーポン券につきましては、こういった形で住民の方々に支援できるものとして大きく考えられるのが、今回実施しようとしているクーポン券、それと以前にもやりました、もう1つが商品券、プレミアムつき商品券というもののやり方もあろうかと思っております。ただし、前回、令和元年度、2年度に実施しましたプレミアムつき商品券というのは、予算に対して利用率が30%から40%しかなかった。クーポン券のほうは前回2回ほど行っておりますけど、利用率が90%から96%の方に——方にといいますか、実績がございまして。ですので、このたびは商品券という形ではなく、クーポン券という形で実施をすることとしました。

それから、新生活様式導入についての検証ということになろうかと思いますが、予算6,000万円に対して執行率が99.8%、5,900万円以上の執行率でありました。

効果としましては、当然店舗のウイルス感染対策でありますので、まん延の防止と、それと町内業者への備品の購入であるとか改築をお願いするのが条件となっておりますので、それに対する経済効果ということも期待できると思っております。

ちなみに2年度で実施しました新生活導入補助金の内訳は、補助金額は今申し上げましたとおり、ほぼ予算額の6,000万円。それに対する補助金の補助対象額ですね、補助対象額は8,160万円に上っております。すなわち8,160万円程度のものが町内の需要として経済対策効果があったのではないかと考えております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） まず、新聞報道の件でクーポンの報道はきちんとやっているというふうな、あと書きぶりは関与できんからということだろうと思うんですが。確かに記者配付はきちっと案として未決定のこととして出されているんだろうと思うんですが、それによって結果的に新聞報道が決定事項として報道されるということを事実をです、これ初めてじゃないんです。今まで私、この議会で何回も言ってきました。こういうことがあったから、執行部としては形式的に案として出しましたからいいですよということで済まないと思うんです。そういう事実が今までもあった。じゃあ、今回の件も新聞社に抗議をしたんですかね。これは今まで何回もあった。それでもこういう書きぶりをされるということは、ちゃんと町から報道機関に対して、この案はあくまでも案で、議会を議決を得て決定することですよということは口頭で言ってもいいし、資料に明記しとかないけん話だと。そうせんと今までどおりのことがずっと繰り返されるということになりますんで、その辺を聞いているんです。今後どうされるのか。その辺をどうやって対策をしていくのか。対策というんですかね、配慮していくのか。その辺をちょっともう1回御答弁をいただきたいと思います。

それから、私が言ったのは、コロナ対策として補正予算を使って、やっぱり大きな意味でのコロナ対策、感染防止、感染抑止とか経済対策もあるでしょう。それを今どういう方向でこの予算を使ってどういう効果を求めているのか。その辺が大きな方針としてやっぱりあるんじゃないかと思うんですが、そこを聞かせていただきましたかと思いますが。これから感染状況にもよりますが、昨年のように公共施設を閉鎖するとか、そういった対応も観光客の利用が多い土地ですので、そういうことも必要になってくるかもしれません。そのときにやっぱり一定の財政支援というの必要になってくると思いますんで、今この時点でクーポンを配ることが、果たしてこの補正予算を組んでコロナ対策としてやるべきことなのかどうか。その辺が全体の方針の中でどういう位置づけにあるのかというようなところを教えていただければと思います。

あともう一つ、情報の提供については個別にお願いもしてきましたが、要は、まず出せる情報と出せない情報の基準が分からない。確かに個人情報が出るようなことはあってはいけないし、感染者が特定されるような情報はあってはならないことだと思います。でも、ここまでは出せる。要するに情報を出す意味というのは、国が言っているように、自ら町民の方、住民の方が自主的に感染予防できるようなそういった適切な情報を出す責任が自治体にはあると思いますから。ただ、情報を出さないように抑制的にすればいいというものではないと思いますし、実際県は、一定の情報は出しています。それなのに地元の情報は、地元の自治体が県の情報以下の情報しか出していないと。そうではなくて、ここまでは出せませ、ここまでは出せませんとすることを明確に

して、出せる範囲で適切な情報を、正しい情報を町の責任として出す必要があるんじゃないかと思いますが、その辺について私は改善する必要があると思いますけど、町としてどういうふうにお考えなのかをお聞かせいただきたいと思います。

それと、地域振興クーポン券、これについて検証、利用率とかの御答弁はありましたけど、私がお聞きしているのは、確かに経済効果もあるでしょう。配った分以上の経済効果はあるんでしょうけど。それが果たして個々の事業者の方、商店の方、そういう方にどれぐらいの効果があるのか。例えば業種別の集計とか業態別、それから地域別の利用状況の集計とか、そういったことはしてあるのかどうかということを、しているならちょっと御説明をいただきたいと思います。

それと、新生活様式導入補助金、これについても確かに経済的な効果は、補助金以上の効果があったということなんでしょうけど、今回、昨年度の予算で足りなかったから補正するということなんですけど、昨年度のちょっと私がいただいた資料では、同じ住所地で2件の補助金を出しているというものもあります。この補助金を受けるためには、営業許可か確定申告の写しが必要なんで、書類上店舗として認められる、事業者として認められなきゃいけない。それも同じ住所地で2つあるものについては、1つはついているけど、1つはついていない。そういうちょっと、実際に行ってみても看板もついていない店舗もある。そういったものも採択されていると。結局そういう基準ならいいんですけど、いいことはないんですけど、そういう基準でもない。だから、この実施要綱では、補助要綱では、既存店舗の改装等を実施する中小企業者等に対して補助金を交付するということですので、既存店舗というのはここにも書いてありますが、中小企業者等の店舗または営業の用に供している建築物をいうということで、一般的な店舗の形態をなしているものという扱いだろうと思いますが。そういう意味で、結局そういった重複とか、例えばさっき施行日の9月7日でしたか、話もありましたけど、9月7日以降に営業許可を取っているとそういう店舗も対象になっています。出張サービスとか、その店舗に不特定のお客さんが出入りするような店舗でない事業所にもこの補助金が充てられていると。要するにこの補助金の採択のチェックが基準が非常に曖昧になっているんじゃないかと思います。そこら辺を私は一旦検証して、適切だったんか、適切でなかったんかということを明らかにしてやらないと、せっかくの昨年度は6,000万円の予算、足りなかったといっても厳格にこの補助金交付要綱を適用すればもっと採択ができたんじゃないか。この補正が必要じゃなかったんじゃないかと、そこまでは言いませんけど、そういう可能性もあるんじゃないかというふうに思いますので、そこら辺の検証をしたのかどうかということをちょっと御説明ください。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） 私のほうからは、本町が取り組むべきこれからのコロナ対策と、こういうことで少し御理解いただきたいと思います。国のほうは感染症対策と経済対策を両立を

していくという考えの下でコロナ対策を行っている、というのが現状であろうというふうに思いますけれども。

令和3年度について本町は、まず1つの大きな柱は当然ですが、コロナワクチンの早期接種完了でございます。そして先ほど申し上げましたように、県の検査では補えないというか、補うことができない部分についても町独自でPCR検査等々実施をして、いかにこの町で感染者が出ないようにしていく、というこの2つを大きな柱として対応していきたいというふうに思っております。当然経済対策も必要だというふうに理解をしておりますけれども、私は健康福祉部の立場でございますので、感染症対策、コロナを出さないことが最大の経済対策であろうというふうに理解をしております。

それから2点目なんですが、情報開示のあり方とこういうことで御質問いただきました。少し御理解いただきたいんですが、コロナ対応というのは、国の基本的な対処方針というものがありまして、それに基づいて都道府県知事が実施主体として行うということになっておりまして、市町村はその町の総合調整を行う。これがコロナ特別措置法の概念でございます。よって、コロナの陽性者、濃厚接触者の確定については、県、保健所が行うということになっております。

本町、最初に町長のほうから報告もありましたが、これまで8例の感染者の報告をされて、1例は取り下げがあったということなんですが、県のコロナ対策室、そして保健所と、健康福祉部の健康増進課が一本でつながっております。しかしながら、この感染者が発生したときに県からいただける情報というのは、県がホームページで公表をしている情報のみでございます。濃厚接触者、そして病院等々での例えば一斉のPCR検査をどういうふうにやるかといったようなことは、あくまでも個人情報であるとして、一切いただけないというのが現状でございます。少しゴールデンウィーク明けから改善をしていただいて、情報がある程度はいただけるという形にはなっております。

これまで、先ほど申し上げたように8例の感染者が出ました。そのときは先ほど申したように県からの情報は限られた情報しか入りませんので、私は独自ルートで直接本人さん、または関係者の方と連絡調整ができる情報ルートの構築をして対応をしております。陽性者が仮に発生したときは、当然町としては対策本部をすぐに開くんですけども、私は町長と副町長以外に、実は住所も名前も対策本部においても公表はしておりません。

この陽性者情報というのは、国から基本方針が示されておりまして、本来は氏名や基礎疾患、職業または市町村名も公表しないということになっております。つまり先ほど田中議員さんがおっしゃったように、個人が特定をされる情報は公表しないということになっておりまして、現在、県が公表をしている情報が限度だろうというふうに認識をしております。もちろん濃厚接触者は陽性者ではございませんので、一切の公表はいたしません。逆にクラスター、今回いろんなとこ

ろでいろんな話をお聞きになっているだろうと思うんですが、クラスター等々で感染源を明らかにして国民に感染リスクを減らすという情報については、これは公表すべきであるというふうに言われております。ですが、そこについてもこれはあくまでもクラスター認定をするのは県が行うということでございますので、情報公開のあり方というのなかなか難しいところがございますので、現段階では県が出す情報が限度であると理解をしていただきたいと思いますと思っております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設部長。

○産業建設部長（瀬川 洋介君） 田中議員さんのクーポン券についての効果の検証というデータの収集調査ということも含めてお答えしたいと思いますんですが、クーポン券の利用については店舗ごとに何枚であったか、それから業種ごとにどれぐらいの利用があったか、地区ごとでの利用がどれぐらいあったかというデータは取っております。ただ、それが実際これにどういうふうにかかせるかというところは、まだ悩んでいるところではありますけれども、データの整理は一応行っておって、今後もそれを参考にどのように活かしていくかを検討していきたいというふうに思っております。

それから、新生活様式導入補助金の御指摘についてですが、こういった事業をやる際に一番あってはならないのは、同じ条件でもこっちは駄目だった、こっちは良かったとか。画一的なきちんとした補助ができていないことがあればそれが一番問題だと思っております。田中議員さんの今御指摘のありました、令和2年度で実施した1件1件について、今一度検証して、担当所管課とは改めて協議、それから画一的な対応ができるよう努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 先ほど田中議員さんの今回の報道について抗議はしたのかというお話でございますが、抗議はしておりません。

また、内容につきまして、新聞報道等では例えば5,000円クーポン券全町民に配付へと、あと一般会計補正予算案を14日開会予定の町議会臨時会に提出するなど、ある程度そういった議会を開催して議決を得るもんだというような報道内容というふうに認識しておりまして、例えば誤りがあった場合には、その報道関係に口頭で申入れをすることとしております。

あと、コロナ対策の取組方針、予算上の考え方につきましては、新型コロナウイルス対策への取組といたしましては、令和2年度においては4月に各部署から出された緊急経済対策事案を実施時期別を選択し、第1弾として5月補正、第2弾として6月補正、第3弾として9月補正予算等により計上し、総額計5億7,837万円の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時金を活用いたしております。

令和3年度につきましては、令和2年度事業において、令和3年4月中旬に交付金事業の効果検証について各担当課へ依頼し、事業の取組状況、事業の効果、今後の方向性についての取りまとめを行い、令和2年度の事業の検証も行いながら、令和3年度事業を実施する際の検討資料としたところでございます。このことから令和3年度の事業につきましては、早急に取り組むべき事業を選択し、5月補正に今年度第1弾として、住民生活の応援と地域経済の活性化に係る事業並びに感染防止対策などの経費を計上いたしております。このための5月補正では、各種対策事業の早期実施に向けて1億9,232万4,000円の地方創生臨時交付金を充当するため予算計上したものであり、今後も感染症への対応として効果的な対策に取り組むため、事業内容の調整を図り、地方創生を図ることを目的として事業を行う予定としております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 今の新聞報道のことなんですが、要望になりますけど、実際に結果として、町民の方は配付するんだねと、決定事項として、あの新聞を読んで受け止めておるわけです。だから、やり方はどうであれ、そういう事実がある以上、そういう誤解を招かないように今後はちゃんと配慮していただきたいと。新聞報道は出てからしかチェックできないんですけど、その前によくよく念押しができるような記者配付の方法をしてほしいと思いますので、よろしくをお願いします。

それと、コロナ感染情報についても、もちろん県が出す情報が基準になるということでもいいんですけど。ただ、今の町としての情報提供は、県の情報よりはるかに狭まった形しか出されていない。ホームページの情報が全てとは言いませんけど。ただ、県がこれだけ出せる、100出せるものを、町としては10しか出さないというんじゃなくて、県が100しか出せない、県がその基準で出せないというのであれば、それに則った形で町も自ら出せる範囲で情報提供する努力をしてほしいという意味です。

もう1つ、地域振興クーポンのことなんですけど、業種別とか、そういう地域別の集計はしてあるということなんですけど、その集計で実際に例えば1店舗あたりの、店舗どれぐらいあるのか分かりませんが、これぐらい200軒とかあるんですかね、そういう店舗があつて、1軒あたり平均でどれぐらいの利用率とか利用額があるのか。要するにばらつきはないですかということをお聞きしているんですけど。特定の事業者だけ利用があつて、全然利用のない、個人商店なんかは利用がないと。そういうことではやっぱり経済対策としての効果としてどうなんですかと、それでいいんですかということをお聞きしているんで、そういう集計データがあるなら、ちょっとその辺の例えば業種別でどれぐらいあるとか、そういったことについて地域別とか、そういうのでばらつきがあるのかなのか、その辺をちょっともう1回御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設部長。

○産業建設部長（瀬川 洋介君） ただいまの田中議員さんのデータは取っております。今日はちょっと持ち合わせておりませんが、270店舗ほど参加の店舗数はございます。今手元にデータはないんですが、田中議員さんの御指摘のとおり、ばらつきは非常にあろうと思っております。それを今後どのように活かしていくかということは、改めまして検討していきたいというふうに考えております。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。山中議員。

○議員（1番 山中 正樹君） 接種について、コロナワクチンがキャンセルになった場合に、各町で一定のルールがあるのか、またルールは各医療機関、10医療機関の中で任意で決めているのか、その点をちょっとお伺いいたします。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） 仮にキャンセルがあった場合とか体調の問題でそのときどうしても打てなくなったとか、そういったときの問題については、大変申し訳ないんですが、次の全員協議会のところで少し詳しく御説明をさせていただこうというふうに思っておりますので、お許しをいただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） よろしいですか。ほかにございませんか。白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 3点ほど質問をさせていただきます。

1点は、電子計算事業ということで、これは庁内の行政事務の、なるべく接触しないようにというシステムのことだと思うんですけども、この中で電子決裁機能の追加というのは、これまでも導入されているものなののでしょうか。それとも、今回導入されることによって、例えば庁舎間での移動が少なくて済むという効果が見込まれるということなののでしょうか。

また、窓口申請書作成支援システムというのは、住民の方が電子機器を用いて申請ができるようになるというシステムを入れることになるのかということ。また、議事録作成支援システムというのは、今まで職員さんが独自でつくっていた様々な会議の議事録を早く処理できるようにシステムを入れるというようなことなのかということが電子計算事業に関する質問で1点です。

次に、PCR検査、抗原検査のことについてなんですけれども、先ほどの近藤健康福祉部長のお話の中で、県の判断基準では濃厚接触者とはならないけれども、うつった可能性があるかもしれない、言ってみれば準濃厚接触者的な方に検査をするということになるんだと思うんですけども、その判断というものは、先ほど言われた独自ルートで感染者等から得た情報を基に町が行うのか。もしくは感染された方や、もしかしたら自分もというそういった御本人からの申出によるのか、その判断をする基準というものがもしあれば教えてください。

もう1点は、成人式の新成人応援特別給付金についてですけれども、こちら対象者というのは、成人式の案内を町のほうから送った方全員になるのだと思うんですけども、その方々がどのよ

うな手続で町に申請をすることになるのか。なるべく簡易な手法が取られることが必要だと思うんですけども、もし具体的に既にこういう手続でというお考えがあれば教えていただけたらと思います。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 白鳥議員さんの文書管理システム電子決裁機能追加対応業務についての御質問でございますが、この文書管理システム電子決裁機能追加対応業務につきましては、既存の文書管理システムに電子決裁機能を追加することにより、これまで通送便により庁舎間をまたいだ決裁が電子決裁することとなり、まず大幅な時間短縮が図れると考えております。

また、急を要する決裁につきましては、庁舎間を持ち回りしておりましたが、これまた不要な外出を減らすことにより新型コロナウイルス感染症対策にもつながると考えております。

それと、文書管理システム内の電子決裁が可能となるために、脱印鑑の推奨も図れると併せて考えております。

次に、窓口申請書作成支援システム導入業務につきましては、本町でも高齢化が進む中、各総合支所においては申請書を手書きで書いていただくことも困難な場面も多いことから、来庁者の負担をできるだけ軽減することを目的にシステムを導入するものであります。業務につきましては、住民票の写し交付申請書、所得証明書交付申請書、住民異動届、転入、転出、転居に使用する予定としておまして、大島総合支所に2台、それから久賀総合支所、東和総合支所、橘総合支所に各1台の計5台を配置する予定としております。窓口の手書き申請に代わりまして、タブレットでマイナンバーなどの読み取りにより申請書を自動作成することができます。また、証明書の発行業務につきましても、自動作成された申請書と紐付けされたQRコードを同時に発行し、それを読み取ることで自動的に申請された証明書を発行するシステムであります。このシステムを導入することにより、窓口申請の時間短縮を図り、来庁者の負担を軽減するとともに、併せて窓口の事務効率化を図ることができると考えておまして、また、このコロナ禍の中、時間短縮によるスムーズな申請を行うことにより、密接・密集を回避することにもつながると考えております。

すみません、会議作成支援システムの利用料につきましては、AI音声認識技術により正確にスピーディーに議事録を作成することができることとなっております。現在、各部署で会議録を作成しておる件数は、12の部署で約75件となっております、この作成した会議録を基に要約版とかそういうことも作成することも容易となって、これも大幅な業務の効率化が図れると考えております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） 白鳥議員さんからのPCR検査等の判断基準とございますか、それについての御質問でございます。既に公表をされている部分ということでのところだけですが、少し実例を交えてお話をさせていただこうというふうに思っております。

本町でいう3例目、実は4月16日金曜日の日に十数名で町内の体育館でバスケットを行った。その方が4月18日の日曜日に陽性の判定がされました。

○議長（荒川 政義君） ちょっと暫時休憩します。

午前11時49分休憩

.....

午前11時50分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○健康福祉部長（近藤 晃君） すみません、失礼しました。判断基準でございますが、当然私たちが町としてルートをつくって情報を得るところと、現在ではいろんな町民の方、もしくはいろんな事業者の方含めてですが、濃厚接触なりの関係があるといったような情報も全て健康増進課のほうに言っていただけるというようなそういう形になっておりますので、それにつきましては両方の対応として判断をしていくというような形で情報を持って対応してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） 新成人応援特別給付金の交付手続の御質問ですが、まずチラシ的なものと、それから今回議案説明資料中の様式、これを対象の方々へ郵送にて周知しようと考えております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 御回答ありがとうございます。1点目の電子システムについてちょっと分からない点が1点あったので、再度質問なんですけど、一般の方が住民票などを申請したときにQRコードで何かが発行されるとお伺いしたんですけど、証明書自体が何か電子データで発行されるということなのかどうかという点がちょっと分からなかったの、またお願いいたします。

2点目につきましてはよく分かりましたので、ありがとうございます。

また、3点目についてなんですけれども、資料でいただいております要綱を拝見させていただきました。その中で給付対象者というところに（1）から（3）まで書かれております。これと

成人式の対象者、ホームページ等に掲載されておりますけれども、そちらの対象者を見比べましたときに、この要綱の案のところに書かれている（３）成人式への出席の申込みを行った者という方というのは、（１）（２）住民票がある方、周防大島町内の中学校を卒業した方という者と重複しているのではなかろうかと思えます。例えばこれをあまりこういったものを読み慣れていない成人の方が見たときに、成人式の出席の申込みをしていないから自分は対象じゃないのかなと思ってしまうのではなかろうかと思うので、もし（１）（２）で十分であるということであれば削除すべきかなというふうに思いました。

また、チラシとこちらの請求書を対象の方に送付されるということでしたけれども、この様式を見たときに、ちょっと必要以上の情報がこちらに掲載して提出することになっているのではなかろうかと思ったので、ここについてちょっと考え方を教えていただきたいと思いました。

１点は、申請者の氏名を書いて押印欄があるということ、また、対象者が分かっており、その方に郵送しているのにも関わらず身分証明書の写しが必要というふうになっている点。この点についてこれが必要だという理由が知りたいので教えていただきたいと思えます。もし印鑑が必要でないということになれば、例えばわざわざこれを書いてポストに投函するというのではなく、例えば電子データで町のほうに提出するというのも若い方はメールのほうに慣れていたり、迅速に対応したりもできると思うので、そういったことも可能になるのではないかと思い質問させていただきました。お願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） まず、要綱案、これはあくまでも案でございますが、案の第２条の第３号、成人式への出席の申込みを行った者ということについては、前１号と２号と重複しているのであれば削ってもいいんじゃないかということだと思いますが、実は生まれ育ちは周防大島町で、中学校以降、例えば小学校は卒業していますが、中学校以降はまた市町の学校へ進学したり就職したりという方で、基準日に周防大島に住所がない方、要するに大島出身の方、中学校は卒業していないが大島出身の方、こういった方々が実は成人式へ参加したいという申出がこのたびございました。それについて受付、成人式の参加は認めておりますので、その方も対象にしたいということでございます。ですから、３号についてはそういった方々を対象にしている。その方々を含めた１号と２号と、それと出席の申込みがあった方はこちらで把握できておりますので、そちらの方々へ直接郵送したいということを考えております。

それと、様式について、氏名の欄に押印欄する、丸印というところがあって印鑑をつくようになっているということにしておりますが、ここは例えば自署でもいいかなとも思いますし、また、身分証明書の写し、確かに対象者へ直接送付するのではあるんですが、一応本人確認、何らかの間違いがあっちゃいけませんので、申請者、申請者というのは新成人の方ですが、その方の要す

るに身分が分かる物というんでしょうか、これについてはやっぱり必要ではないかと。何らかのトラブルがあってはいけないということで、確認という意味でこういうふうにしております。なお、メールでの受付については、身分証明書の写しのものも添付する関係もございますので、今のところは郵送というか直接というか、受付をできればというふうを考えております。ちょっといろいろとまだこれは案の段階でございますので、もう1回教育委員会内で協議調整をしてつくり上げていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 白鳥議員さんの窓口申請書の支援システムの関係でございますが、まずタブレットで——窓口でマイナンバーカードをいただいて、そこにタブレットにマイナンバーカードを読み込ませて、それで職員が聞き取りで選択をして、あと御本人にタブレット内の署名欄に書いていただくことで証明書が発行できるというようなシステムでございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 教育次長の説明ありがとうございました。分かりました。

あと、それで支給対象者についても、（1）（2）以外の方からも参加したいという要望があったということで状況はよく分かりました。それであれば、例えば（3）に（1）（2）以外の者でという形のことを書き添えていただけると、とても分かりやすくなるのではないかとというふうに思いました。また、様式のほうに個人情報を確認のためにつけるので、メール等では個人情報の漏えいが問題が考えられるので郵送だけということを考えておられるということも分かりました。ありがとうございます。

総務部長さんの説明につきましても、申請はタブレットで行うけれども、証明書自体は紙のものが配付されるということで分かりました。ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。議案第3号、討論はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 議案第3号につきまして、反対の立場で討論させていただきます。1つは、実質的に専決になっていると。報道を経由して専決になっているという状態での議案のあり方に問題があると。補助金、クーポン券と新生活様式導入補助金については、まだこれから検証が必要だという御答弁もありましたんで、予算化するのはその検証が終わってからで十分だと思います。今やるべきはワクチンの接種への対応、こちらへ予算を割くことも必要だと思

いますので、そういう意味で今回のこの補正予算には反対とさせていただきます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 議案第3号令和3年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）について賛成の立場で討論いたします。

まずはじめに、いまだ収束の兆しが見えない状況の中、コロナ禍に苦しむ町民のため、コロナ不況と闘う事業者のため、6月定例会を待たず、本日こうして臨時会を招集され早急に対策を講じようといわれます執行部に対しまして敬意と感謝を申し上げます。

本議案は、全町民に対しコロナ禍での生活応援、地域経済への支援などを目的に1人あたり5,000円分のクーポン券の交付をはじめ、高齢者のワクチン接種の際のタクシー料金の一部助成、1人あたり10万円の妊婦応援給付金、県が行う濃厚接触者等のPCR検査の対象とならない方などの感染予防等のための町独自のPCR検査または抗原検査に係る経費の全額助成、小中学校の空調設置、さらに多くの町民から要望のあった新生活様式導入補助金など町内の新型コロナウイルス対策に必要な不可欠であり、早急に施行されるべきものであります。

また、先ほどの質疑で異議を申し上げました件に関しましては、健康福祉部長の町民の健康を守りたいという熱烈な思いを尊重し、賛同することといたします。

先に述べましたように、子供たちへの感染防止策から高齢者へのワクチン接種時の助成、各庁舎の感染症対策の強化、町民の命、健康を守ることと、地域経済への支援とバランスの取れた本予算は全会一致において可決されるべきものと私は考えます。議員各位におかれましては、御賛同賜りますようお願い申し上げます私の賛成討論といたします。

○議長（荒川 政義君） 次に、反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 賛成討論はございませんか。白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 今回補正予算の資料をいただきまして、まず国のこの補正予算の趣旨としましては、感染拡大の防止、雇用の維持と事業の継続、経済活動の回復、強靱な経済構造の構築、またポストコロナに向けた経済構造の転換、好循環の実現、こういったものに充てるべき予算というふうに示されております。

今回示された町の予算、補正予算は、ある意味、現在直面している課題に対応するものということで、今後の経済構造の転換や好循環の実現に向けた取組という側面の事業というのは、なかなか見受けられなかったのではなかろうかと思えます。

ただ、先ほど執行部の方の説明の中に、今回は第1弾のコロナ対策の補正予算ということで、昨年度も第2弾、第3弾と状況に応じて補正予算が組まれております。今後はこういったポスト

コロナに向けたさらに経済が活性化したり、皆さんが安心して暮らしを楽しめるような事業も今後提案されるというふうを受け止めて、今回の案については賛成したいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 次に、反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第3号令和3年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

午後0時06分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第9. 議案第4号

日程第10. 議案第5号

日程第11. 議案第6号

○議長（荒川 政義君） 日程第9、議案第4号令和3年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）から、日程第11、議案第6号令和3年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第2号）までの3議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 議案第4号令和3年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明をいたします。

今回の補正は、一般会計と同様に渡船事業における新型コロナウイルス感染症対策事業に係る経費について補正を行おうとするものでございます。

補正予算書の17ページをお願いいたします。

第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に28万4,000円を追加し、予算の総額を8,454万6,000円とするものでございます。その概要につきまして、事項別明細書

により御説明いたします。

事項別明細書の25ページをお願いいたします。

歳入につきまして、4款繰入金1項他会計繰入金は、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費への一般会計繰入金28万4,000円を追加計上しております。

次に、歳出でございます。26ページをお願いいたします。

1款事業費1項事務費1目総務費につきましては、離島航路における新型コロナウイルス感染症対策として、案内看板や消毒液等の購入経費28万4,000円の計上でございます。

以上が、令和3年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）についての概要でございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 次に、伊藤環境生活部長。

○環境生活部長（伊藤 和也君） 議案第5号令和3年度周防大島町水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明いたします。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策として、災害時等における臨時給水所での応急給水で、密集、密接を回避し、感染を防止するため、折り畳み式の仮設給水タンクを17基購入しようとするための予算計上であります。

お手元の補正予算書1ページをお願いいたします。

第1条は総則です。

第2条の収益的収入及び支出では、予算第3条の既定の収入額に896万4,000円を追加し、8億5,967万3,000円とするとともに、第3条の資本的収入及び支出におきまして、予算第4条の既定の支出額に同じく896万4,000円を追加し、2億2,965万5,000円とするものであります。また、第4条の他会計からの補助金では、予算第10条に定めております額を同様に896万4,000円を追加し、4億3,898万4,000円と改めるものであります。

その概要につきまして、補正予算実施計画により御説明いたします。

2ページをお願いいたします。

収入につきましては、1款水道事業収益2項営業外収益2目他会計補助金1節一般会計繰入金におきまして、このたび整備しようとしております給水タンク17基分の購入費を全額、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とし、一般会計から繰入れるための予算計上であります。

次に支出であります。1款資本的支出3項固定資産購入費1目固定資産購入費4節工具器具及び備品購入費におきまして、町内17か所の臨時給水所用に整備を予定しております折り畳み

式給水タンク17基分の購入費用896万4,000円の計上であります。

以上が、議案第5号令和3年度周防大島町水道事業特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（荒川 政義君） 次に、石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 議案第6号令和3年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第2号）の補足説明をいたします。

この予算は、新型コロナウイルス感染症対策として、地方創生臨時交付金を活用し、継続した感染防止対策を講じるため補正しております。

第1条は総則でございます。

第2条の収益的収入及び支出では、収入につきましては、新型コロナウイルス感染症防止対策に対する一般会計からの繰入れにより、収入合計で818万5,000円増額補正し、50億510万9,000円を見込んでおります。

支出につきましては、更なる感染防止対策のため、医師の判断による自宅療養者への訪問看護、経過観察等を想定し、マスク等の个人防护具、アルコール消毒液などの整備として2ページをお願いいたします。支出合計で818万5,000円増額補正し、50億172万7,000円を見込んでおります。

第3条の資本的収入及び支出では、収入につきましては、当初予算に計上しておりました感染対策として使用する大島病院の汚染容器洗浄機ベッドパンウォッシャーについて、耐用年数が4年で起債が充当できないため、自己財源での整備を予定しておりましたが、財源を交付金に振替え、一般会計からの繰入れである支出金を181万5,000円増額補正し、合計で6,579万6,000円を見込んでおります。

第4条の他会計からの補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症防止対策に要する費用について、一般会計からの繰入れを見込んでおり、3ページをお願いいたします。合計1,000万円を増額補正し、13億2,932万円としております。

附属資料といたしまして、4ページ以降に補正予算に関する説明書を添付してございます。

以上が、議案第6号令和3年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第2号）の内容でございます。どうかよろしく御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第4号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 看板について、この案内看板というのはどのようなもので、感染対策ですから注意喚起なのかもしれませんが、それをどのようなものをどこにどういった場所に設置するのか、御説明をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 田中議員さんの御質問の案内看板の内容でございますが、各離島航路におきましては、これまで船内及び待合所内へ掲示することにより利用者の方へ周知を図っておりますが、離島においては高齢者が多いため、外出時や離島での新型コロナウイルス感染症の拡大防止を徹底する観点から、待合所内などへ案内看板を設置し、感染症拡大防止に関するお知らせや不要不急の乗船の自粛などの重要事項を呼びかけることを目的とし、他の掲示分と差別化を図るための掲示を考えております。

案内看板の大きさとしましては、A3サイズでスタンドタイプの看板を設置することとしております。掲示板はアクリル板に挟み、スライドして取り外しが可能で、状況に応じて掲示内容を変更することができるとなっております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） いいですか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） A3サイズで差し込むような感じということは、要するに掲示板をつくるということになるんですかね。それは待合所内に設置するということになるんでしょうから、そうであれば、これ28万円でしたかね。4か所ですかね、数万の五、六万円になるんですかね、1枚あたり。そういう予算を計上するわけですけど。啓発というか注意喚起のものであって、掲示物自体は紙で印刷したものを多分差し込むようになるんでしょうけど、待合所の中であれば単純に言って、紙を貼っとくだけじゃ駄目ということなんですかね。防護板が必要だということなんでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 田中議員さんの御質問でございますが、待合所内にはいろんな掲示物がまだ貼っておりますので、それと差別化する観点と、そこでしっかりと周知をするという、新型コロナウイルス感染症防止の関係だけをきちっと周知するという目的で差別化するためにスタンド型のそういう掲示物を今やろうとしております。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第5号、質疑はございませんか。尾元議員。

○議員（13番 尾元 武君） すみません、これにあたりましては、まず先ほど説明がありま

したとおり、コロナウイルス対策としての交付金の利用で17基分としてお聞きしております。この17基分、恐らく17か所の給水箇所に対して1基ずつという、前にも特別委員会のほうでも説明をいただいておりますが。この17基ということに対してコロナウイルス対策、これは緊急時災害対策のときのコロナとの兼ね合いということで捉えておりますが、この17基という数字に対して、別にもう少し必要な数字じゃなからうかというようなお話はなかったでしょうか。まずそこからお聞きしたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 伊藤環境生活部長。

○環境生活部長（伊藤 和也君） 先ほどの御質問ですけれども、当面は、最低今17か所非常時のときには設置するようになっておりますので、当面最低限この17基はこのたび購入しようというような考えでおります。

○議長（荒川 政義君） 尾元議員。

○議員（13番 尾元 武君） 当面ということだから均衡性を持った形での数字等は認識しております。しかしながら、何か災害があったときのことを考えまして、これからの要望に値することかもしれませんが、やっぱり防災という観点からして、また給水箇所、これまではそれこそ橋の事故のときのことが大きな教訓になっていることと思うんですけど、給水箇所は17か所で水源に値するところは3か所しかございません。その3か所の中でなおかつ一番面積が広く人口の多い大島地区のほうに水源がないという現状がございます。そういった中で給水箇所という部分にあたりまして、家房、戸田、横見ですか、それが沖浦地区を占めて、なおかつ今度は日見も沖浦地区ですけどありません。志佐もなしで、大島地区で小松地区、ここに1か所だったと思います。三浦地区はございます。そういった中で給水車は1台です。よそからのことは救援は想定できないというような状況もただただ考えられます。そうなったときにやはり場所によってはもう少し給水タンクが必要な状況も考えられますし、均衡ある安定供給、安定まではいきませんが、臨時供給ができるということを考えれば、また次のときにはしっかりとその辺のことも対応の一部として御考慮いただけたらと思っておりますので、よろしくお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） この給水タンク17基は、現状はなくて新たに給水タンクを1つ、各1か所設置するということなんでしょうかね。もちろんそれは、コロナ対策としての予算化というのが、ちょっとどういう意味なのかな。給水所に人が集まるということを防ぐために給水タンクを設ける、給水の口を増やすということなのか、そういう意味なんですかね。その辺をちょっともう1回。コロナ対策としてのこの事業の必要性というのを御説明いただけますか。

○議長（荒川 政義君） 伊藤環境生活部長。

○環境生活部長（伊藤 和也君） 先ほどの御質問にお答えいたします。

町内17か所というのは、17基は各それぞれの避難所等になっておりますけども、この給水タンクのほかに備品としまして、給水スタンドも購入する予定にしております。これは1口だけではなくて4つに分かれて、できるだけ密にならないように4口にしておりますのと同時に、できるだけ早く給水が終わるようにそういうふうにご心がけております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 給水タンクと給水スタンドを置いて、要するにさっき言うたようにコロナ対策としての意味というのは、給水口を増やしてそこで密にならないようにという意味なんだろうと思うんですが。

一方で、設備はあっても肝心の水がきちっと供給されないと、要するに密になるということになるんで。その辺で考えておってだとは思いますが、供給体制をどういうふうに確立していくのか、安定的なですね。それは全体の計画の中でももちろん予算の枠がありますから、今回は給水所の予算を計上したということなんかもしれませんが、全体としては今言うたように水の供給のほうも考えておかないと、幾ら口を増やしても同じことになるんで、その辺はどういうふうにお考えですかね、供給の部分。

○議長（荒川 政義君） 伊藤環境生活部長。

○環境生活部長（伊藤 和也君） 先ほどの御質問ですけども、このたびは給水タンクの予算計上でございますが、今非常用水源が4か所今計画しております。そこでのくみ上げるための給水のポンプと、それから発電機につきましては既に購入しております。それから、それをまたさらに今度給水場所に運搬するタンクにつきまして、これにつきましていろいろ500リットルとか300リットルとか1トンがありましたかな、そういったものも水道の倉庫のほうに常備しております。（「いやいや、あいだ配送の」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

○議長（荒川 政義君） 藤本水道課長。

○水道課長（藤本 倫夫君） ただいまの給水所への配送というか、水を配る計画でございますが、基本はポンプのついております給水車、これがメインになるんですが、現在、ポータブル型のタンク2トンのものとか1トンのポリタンクとか、今部長が申しあげました500リットルのタンク等ございますので、それと町のトラックであるとか、もし足りなければ業者さんのほうからお借りするなりして、要は配送用の仕組みをちょっと、まだ具体的にはありませんが、給水車と同等の水が運べる仕組みを考えてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） その配送の仕組みは、まだ出来ていないということのように今聞

こえたんですが、私がさっきから言うのは、結局、水源から給水所までの全体を考えて仕組みをまずつくってそれで予算措置をしていく。全部やればいいですけど、今回は給水所の対応だと。その間の今の配送は、こういうふうにやりますよというのは全部整備されているということではないのか、今後そういう予算化が必要になってくるのかどうか、その辺はちょっと。水源のほうは今、大丈夫というような説明でしたので、その間の輸送に関わる設備なり仕組みはきちっとできているのかどうかというところを御答弁いただきたいと。

○議長（荒川 政義君） 伊藤環境生活部長。

○環境生活部長（伊藤 和也君） 先ほどの御質問ですけれども、平成29年度に水道施設の地震対策マニュアルというのが策定されておりまして、もし災害が起きればこれに沿ってやるような形になるかと思えます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第6号について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、議案第4号から議案第6号までの質疑を終結します。

これより討論、採決に入ります。議案第4号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第4号令和3年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第5号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第5号令和3年度周防大島町水道事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第6号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第6号令和3年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第12. 議案第7号

○議長（荒川 政義君） 日程第12、議案第7号周防大島町税条例等の一部改正の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第7号周防大島町税条例等の一部改正につきまして、補足説明をいたします。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第107号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第108号）、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年総務省令第34号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和3年総務省令第35号）等が令和3年3月31日に公布され、原則として令和3年4月1日に施行されたことに伴い、専決処分書のとおり処分させていただきましたので、議会の承認をお願いするものであります。

主な改正点であります。1点目といたしましては、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書、公的年金等受給者の扶養親族申告書及び退職所得申告書を、町長に提出する際に経由すべき各支払者に、電磁的方法により提供する場合について、法律改正にあわせて改めるものであります。

2点目といたしましては、平成30年度7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等について、法規定の新設にあわせて新設するものであります。

3点目といたしましては、令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例について、法律改正にあわせて改めるものであります。

4点目といたしましては、宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例及び農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例について、法律改正にあわせて改めるものであります。

5点目といたしましては、軽自動車税の環境性能割の非課税について、法律改正にあわせて改めるものであります。

6点目といたしましては、軽自動車税の種別割の税率の特例について、法律改正にあわせて改めるものであります。

7点目といたしましては、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例について、法律改正にあわせて改めるものであります。

その他、法律、政令改正等にあわせた改正や条例の項ズレ、字句の整理等、必要な規定の整備を行うものであります。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表により御説明をさせていただきます。

まず10ページ、第1条による改正、上段、条例第34条の7寄附金税額控除についてであります。イからヌの表記をアからコに改正するものでございます。これは、法制執務上の書式のルールでは、号の細分について、縦書きの場合はイ、ロ、ハと表記し、横書きの場合はア、イ、ウと表記することになっているため、それにあわせて改正するものでございます。

11ページ中段、条例第36条の3の2、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書から12ページ上段になりますが、第53条の9、退職所得申告書についてであります。法律改正にあわせて改正するものでございます。

これは、給与所得者及び公的年金等受給者については、源泉徴収関係書類（扶養親族申告書）を、町長に提出する際に、経由すべき各支払者に電磁的方法により提供する場合において、税務署長の承認を廃止するものでございます。

また、退職手当等を受ける者については、源泉徴収関係書類（退職所得申告書）を町長に提出する際に経由すべき各支払者に電磁的方法により提供することができる規定を追加するものでございます。

12ページ中段、条例第81条の4、環境性能割の税率は、法律改正にあわせた規定の整備でございます。

12ページ下段、附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合につきましては、法律改正にあわせて、項ズレや字句の整理をするものでございます。

13ページ下段になります。附則第10条の4、平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等につきましては、法律改正にあわせて改正するものでございます。

これは、法律改正により追加された法附則第16条の3の規定による、令和3年度または令和4年度被災住宅用地に対する住宅用地の課税標準の特例措置の適用を受けようとする者がすべき申告等について規定するものでございます。

14ページ下段、附則第11条、土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義は、法律改正にあわせた規定の整備でございます。

14 ページ下段、附則第11条の2、令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例は、法律改正にあわせて改正するものでございます。

これは、土地の価格は基準年度、令和3年度、評価替えの年度であります。この価格を3年間据え置くことが原則でございますが、令和4年度又は令和5年度において地価の下落があり、価格を据え置くことが適当でないときは価格の修正をするものでございます。

15 ページ中段、附則第12条、宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例から16 ページ下段、附則第13条、農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例までにつきましては、法律改正にあわせて改正するものでございます。

これは、課税の公平の観点から、地域や土地によりばらつきのある負担水準、今年度の評価額に対する前年度課税標準額の割合を均衡化させることを重視した税負担の調整措置について、平成30年度から令和2年度に引き続き、令和3年度から令和5年度についても措置するものでございます。

17 ページ中段、附則第15条につきましては、法律改正にあわせた規定の整備でございます。

17 ページ下段、附則第15条の2、軽自動車税の環境性能割の非課税及び附則第15条の2の2、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例につきましては、法律改正にあわせて改正するものでございます。

これは、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減、1%分軽減の適用期間を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とするものでございます。なお、この措置による減収分については、全額国費で補てんをされます。

18 ページ下段、附則第16条、軽自動車税の種別割の税率の特例及び20 ページ下段、附則第16条の2、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例につきましては、法律改正にあわせて改正するものでございます。

これは、軽自動車税の種別割のグリーン化特例のうち、50%軽減及び25%軽減の対象を営業用乗用車に限定した上で特例の期限を2年間延長するものでございます。

21 ページ上段、第22条、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等につきましては、法律改正により、特例措置の適用期間が令和8年度まで延長になったことにあわせて改正するものでございます。

21 ページ中段、第26条、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例につきましては、法律改正にあわせて改正するものでございます。

これは、今回の所得税における措置、控除期間13年間とする特例の適用期限の延長等の対象者についても、適用年の各年において、所得税から控除しきれない額を、現行制度と同じ控除限

度額の範囲内、所得税の課税総所得金額等の額に100分の7、このうち町部分は100分の4.8でございますが、これに乗じて得た額、最高が13万6,500円、このうち町部分は8万1,900円でございますが、これで個人の町県民税から控除するものでございます。なお、この措置による減収分につきましては、全額国費で補てんをされます。

21ページ下段、別表第1につきましては、10ページ上段、条例第34条の7、寄附金税額控除に関連し、表中のイからヌの表記をアからコに改正するものでございます。

22ページ、第2条による改正につきましては、地方税法等の一部改正に伴う項ズレ等を反映するものでございます。

補足説明は以上のとおりでございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御承認を賜りますようお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第7号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。議案第7号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第7号周防大島町税条例等の一部改正の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13. 議案第8号

○議長（荒川 政義君） 日程第13、議案第8号周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正を議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第8号周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について補足説明をいたします。

議案つづりの24ページを御覧いただきたいと思っております。

本議案は、周防大島町立橘医院に整形外科を開設するため所要の改正をするものでございます。

改正内容でございますが、周防大島町病院事業等の設置等に関する条例、別表の周防大島町立橘医院の診療科目に整形外科を追加するもので、さざなみ苑の田中施設長が毎週火曜日、金曜日

に診療を行う予定としております。

なお、附則につきましては、本条例の施行日を令和3年6月1日からとしております。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第8号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 整形外科開設について、ちょっと今の御説明じゃ、理由というのがよく分からなかったんですが。なぜ今整形外科を開設することになったのか、その辺りをちょっと御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 橘医院につきましては、現さざなみ苑の田中施設長が東和病院の所属でありました令和元年度まで整形外科診療に週2回従事していただいておりますが、令和2年4月にさざなみ苑の施設長に就任し、介護老人保健施設の基準上、医師1名の配置が必要であり、また田中医師からも施設長として業務に専念したい旨の申出もあったことから整形外科の診療を中止いたしました。

整形外科の診療につきましては、他の医療機関へ通うこととなり、地域住民の皆様には大変御不便をおかけいたしました。田中施設長により診療が可能である旨の申出があり、また、さざなみ苑につきましては併設の橘医院で勤務する時間については他の医師を配置することができましたので、整形外科を再開することができるようになったためでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） ちょっとその理由というのがよく分からない。病院事業局としてどういうふうな——整形外科ができることはいいと思うんですが、今までやってなかったというのは、医師の申出ということで決まっていたということのように受け止めたんですが、病院事業局として、橘医院に整形外科を置くということは、それはそういう方向でやりたかったけど、今まではそういう医師の意向でできなかつた。休止ということですかね。今回、だから条例まで改正したんですから、廃止だったんですかね。休止ではなくて廃止だったのかもしれないけど。そういう医師の都合というか意向で病院を診療科目を設置したりなくしたりということは、病院事業局としてそれはどうなんですかね。適正な姿勢だというふうにお考えなんですか。

○議長（荒川 政義君） 石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） やはり3病院にそれぞれ整形外科は必要と考えておりました。東和病院で田中先生が院長としても、整形外科部長として、また院長として、名誉院長として長い間整形外科をずっと東和病院でやっていただいていたんですが、ちょっと高齢もあるということで周東総合病院から村上院長を整形外科部長として東和病院のほうに来ていただきました。そ

して、村上先生と田中先生の2人であそこはかなりの手術までできるようになっておりましたけれども、田中先生にお願いして、さざなみ苑の施設長をお願いして行ってもらうことになりました。その時点でやはり橘医院に整形外科をと考えていろいろ大学等にも非常勤医師を派遣してもらうようお願いしたんですが、御存じのように、話がそれますが、大島病院は今、火曜日に小川先生、周東総合病院から来ておられまして、そして金曜日には周南記念病院から整形外科に来てもらっております。そういうふうにはやはり医師が非常に不足しておりますので、大学にもお願いしたんですが、そこでは無理だったということで2年前に廃止しました。ですが、田中先生も2年経って今年から外来を前と同じようにやってもらえることになりましたので、一応廃止したんですが、今回また条例に出させていただきます。ですから、病院事業局としては、やはり整形外科はどうしても欲しいという形です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 病院事業局としては整形外科を3病院にそれぞれ設けるということで今後もずっとそういうふう継続していくという方針であるということによろしいんだと思うんですが。また今後、医師の意向とかそういうのが出てくるかもしれませんので、それでもやっぱり継続していく努力というのはしていられるということで今受けとめました。

もう1つ、この整形外科を今まで休止していて今度開設するというので、経営上はどのような影響があるんですかね。その辺をちょっと分かりやすく教えてください。

○議長（荒川 政義君） 石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 田中施設長はさざなみ苑でも施設長をされていますので、それほど金額はかからないと思います。ただ、看護師さんがどうしてもつくので少しお金がかかるとは思いますが、その分は患者さんで十分、経営的には整形外科でいえば十分いけるとは思います。リハビリも今以上にできるようになりますので、そこはきちっとは試算していませんけども、少なくともマイナスになることはないと思います。整形外科だけで、開設することによって今よりマイナスになることはないと思います。ちなみに橘医院自体では現在ちょっとマイナスなんで、そういう意味です。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） 橘医院に整形外科をということで、私は大変うれしく思います。町民の方も喜んでおられる方がおるということで私もうれしいんですが。

質問の焦点がちょっとズレるか分かりませんが、先ほど地域クーポン券の新聞掲載の関係が出ました。それで、整形外科がはじまるという話が4月のはじめ頃だったかな、まあ、安下庄のほうでいろいろ話が飛び交いまして、私は知らんのじゃがね聞いてないよ、ということで話はしておったんですが、どんどん話が進んで、進んでよかったんだろうと思うんですけど。要は先ほ

どのクーポン券と同じように、やはり情報の管理といいますか、病院事業局のほうでいろんな施策なり、こうこう次はこうやってみようということで案を立てて進めていくということは悪いことじゃないと思いますし、それをやはり下ろしていくタイミングとかそういったもの、町民が誤解とか混乱しないように情報の管理をしっかりしていくべきじゃないかと思います。風評被害も含めてですね、田舎ですのでいろんなうわさが飛び交いますので、今回はいい話ですから私はすごくいいなと思うんですが、そこら辺りもせっかくいいことをやるんだったら、そこらの漏えいという言葉ちょっとよくないのかも分かりませんが、管理する部分と受ける部分がしっかりそこら辺りを連携を取りながら、いつ下に下ろしていいかというようなことも考えていかないけんかかと思ひます。そういったことでうれしいことですから、もしよかったら対応をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。議案第8号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第8号周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（荒川 政義君） 以上をもちまして、本臨時会に付議された案件の審議は全て議了いたしました。

これにて、令和3年第2回周防大島町議会臨時会を閉会をいたします。

○事務局長（大川 博君） 御起立願ひます。一同、礼。

午後1時54分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 荒川 政義

署名議員 新田 健介

署名議員 吉村 忍

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員